

第42回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2022年9月30日（金）

午後6時から午後7時まで

場所：愛知県本庁舎 6階 正庁

1 挨拶

2 議題

（1）新型コロナウイルス感染症対策について

（2）その他

【配付資料一覧】

資料1：「厳重警戒」での感染防止対策

第7波の終息に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料2：「厳重警戒」での感染防止対策の主な変更

資料3：「厳重警戒」での感染防止対策

第7波の終息に向け県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：愛知県の療養者支援について

参考資料3：PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

参考資料4：愛知県のワクチン接種の状況（1～3回目接種、4回目接種、小児接種）

参考資料5：大規模集団接種会場における接種状況

参考資料6：高齢者インフルエンザ予防接種費補助金

参考資料7：新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

第42回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

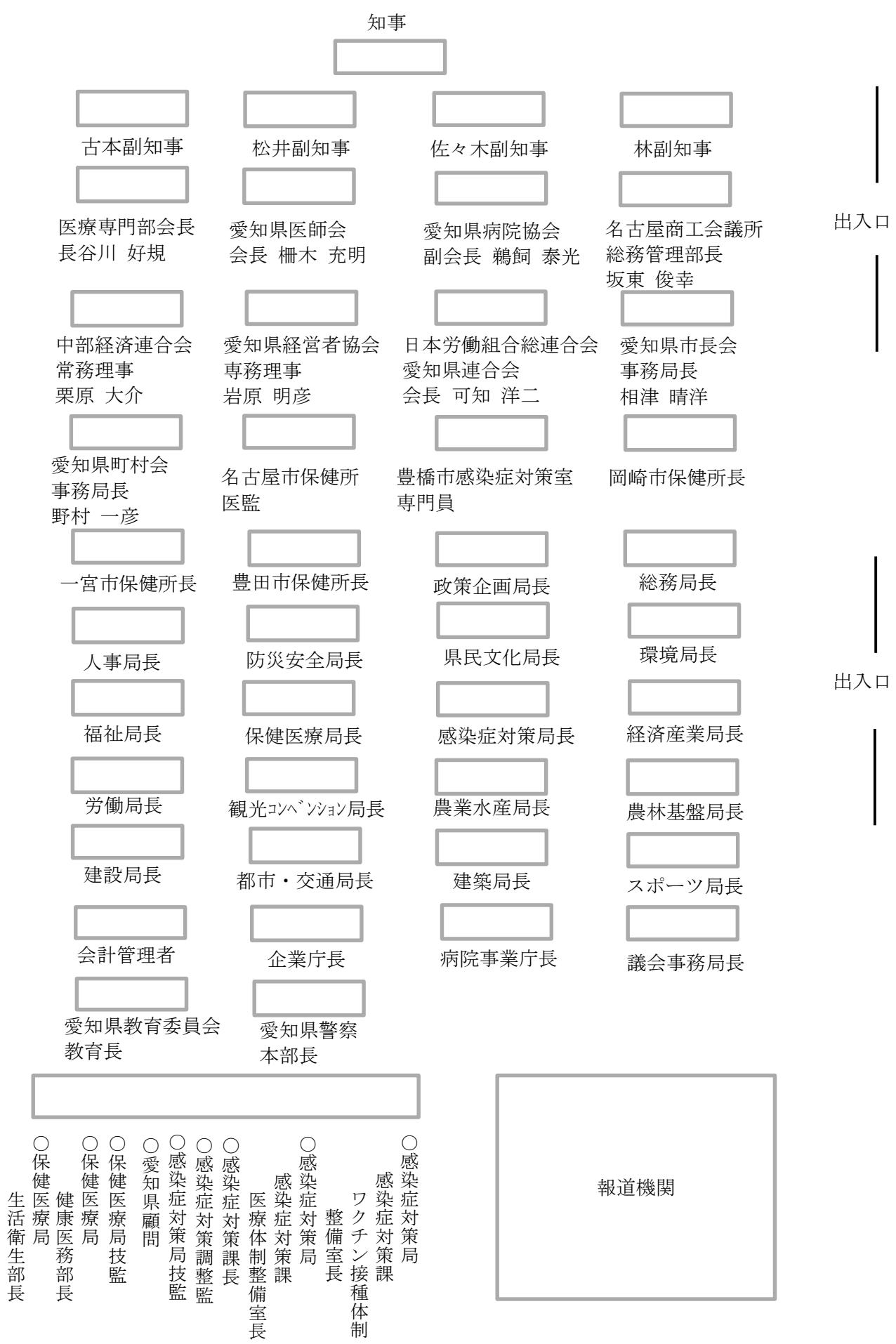
(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一 (代理出席:副会長 鵜飼 泰光)
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦 (代理出席:総務管理部長 坂東 俊幸)
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	ますだ よしのり 増田 義則 (代理出席:常務理事 栗原 大介)
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会長	かち ようじ 可知 洋二
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	のむら かずひこ 野村 一彦
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	まつばら ふみお 松原 史朗
豊橋市保健所	所長	むい かよ 撫井 賀代 (代理出席:感染症対策室専門員 平野 雅穂)
岡崎市保健所	所長	かたおか ひろき 片岡 博喜
一宮市保健所	所長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所長	たけうち きよみ 竹内 清美

日時：2022年9月30日（金）
午後6時から午後7時まで
場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

第42回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



「厳重警戒」での感染防止対策

第7波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、8月5日からBA.5対策強化宣言により、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。

その結果、新規陽性者数は減少傾向となり、病床使用率も改善の傾向が見られるため、BA.5対策強化宣言については、9月30日までといたします。

この間、ご協力いただいた、すべての県民の皆様、事業者の皆様、医療関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

一方で、新規陽性者数の7日間平均値は3,000人程度と高い水準にあることから、今後も社会経済活動とのバランスをとりながら、感染拡大の防止に取り組んでいくことが不可欠であります。

県民・事業者の皆様には、引き続き、「厳重警戒」での基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

また、第7波の終息に向けては、オミクロン株対応ワクチンの追加接種を、1人でも多くの方に、1日でも早く受けていただくことが重要です。県民の皆様には、積極的な接種の検討をお願いします。

オール愛知一丸となって、この第7波を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、皆様一人ひとりのご理解とご協力ををお願いします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 実施期間 10月1日（土）～
- 3 要請事項 別紙「『厳重警戒』での感染防止対策」にご協力を
お願いします。

2022年9月28日
愛知県知事 大村秀章

「厳重警戒」での感染防止対策の主な変更

○実施区域

愛知県全域

○実施期間

10月1日(土)～

○主な変更点

(全体)

- ・「新型コロナインフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく協力要請」から「法律に基づかない呼びかけ」に移行（※イベントの開催制限は除く）

(項目)

I. 県民の皆様へのお願い

③高齢者等への感染拡大の防止（一部修正）

- ・重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんや同居する家族等も混雑した場所や感染リスクの高い場所への移動は自粛等、感染リスクの高い行動を控え、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底
⇒ 感染リスクの高い施設の利用は避け、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底

④基本的な感染防止対策の徹底

- ・接触確認アプリCOCOAを県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげる ⇒ 削除

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤飲食店等に対する協力要請

- ・「飲食店等に対する協力要請」において「大人数での会食の場合の事前予約の際などに参加者への事前検査を促すこと」 ⇒ 削除

III. その他のお願い

⑯医療機関等の負担軽減に向けた対応

- ・新型コロナウイルス感染症の証明を求める必要がある場合も、真に必要なない限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果や、My HER-SYS で取得した療養証明書等による確認をお願い ⇒ 削除

下線部は「特にお願いする事項」

「厳重警戒」での感染防止対策

第7波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく協力要請)

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 10月 1日(土)～

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場所（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる））の回避、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨。以下同じ）」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のこと留意をお願いします。
 - ・屋内においては、他者と身体的距離（2m以上を目安）が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話をを行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話をを行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人ととの距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々や同居する家族等も、混雑した場所や感染リスクの高い施設の利用を避け、~~場所への外出の自粛等、感染リスクの高い行動を控え、~~いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認することや、早期にワクチン3回目接種を受けることをお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に(介助や介護をする場合は除く)、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など資料1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料2「効果的な換気のポイント」を参考に十分な換気を行ってください。

- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- ~~接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。~~
- 新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果と重症化予防効果は、ともに回復します。3回目接種がお済みでない方や4回目接種の対象となる方は、早期にワクチン接種の検討をお願いします。

II. 事業者の方へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安（介助や介護を要する場合は除く）

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

~~（11）大人数での会食の場合は、事前予約の際などに参加者への事前検査を促すこと~~

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど、資料3の対策をお願いします。

- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 別添の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けさせていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画（BCP）を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

III. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、資料4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもつて、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

(12) 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

(13) 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や、夏場において熱中症のリスクが高い場合、また、体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。
- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（※）は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討するようお願いします。

※ (近距離で活動する) 理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。

- 寝生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

(14) 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童ができるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めないようお願いします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めるることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの3回目接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

(15) 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニン

グ検査の積極的な受検をお願いします。

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業者の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

(16) 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。なお、軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみとしてください。
- 医療機関・保健所からの証明書等の取得について、事業者や学校の皆様には、以下のことに配慮をお願いします。
 - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めるようお願いします。
 - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いします。
 - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めるようお願いします。証明を求める必要がある場合も、真に必要のない限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果や、My HER-SYSで取得した療養証明書等により確認をお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。

- 感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- ワクチンの3回目・4回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を実施しており、9月29日からは、オミクロン株対応ワクチンに切り替えて接種を進めます。
- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Webページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内11か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様に安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料5の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人の接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

「厳重警戒」での感染防止対策

第7波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 10月 1日(土)～

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」(①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場所（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）)の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨。以下同じ）」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことについて留意をお願いします。
 - ・屋内においては、他者と身体的距離（2m以上を目安）が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話をを行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話をを行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人ととの距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々や同居する家族等も、混雑した場所や感染リスクの高い施設の利用を避け、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認することや、早期にワクチン3回目接種を受けることをお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に(介助や介護をする場合は除く)、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店(以下「あいスタ認証店」という。)や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など資料1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料2「効果的な換気のポイント」を参考に十分な換気を行ってください。

- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果と重症化予防効果は、ともに回復します。3回目接種がお済みでない方や4回目接種の対象となる方は、早期にワクチン接種の検討をお願いします。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安（介助や介護を要する場合は除く）

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど、資料3の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 別添の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画（BCP）を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

III. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、資料4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策

の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

(12) 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

(13) 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や、夏場において熱中症のリスクが高い場合、また、体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。
- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（※）は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討するようお願いします。

※ (近距離で活動する) 理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。

- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

(14) 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童ができるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めないようお願いします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めるることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの3回目接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

(15) 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業者の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによ

る面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

(16) 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。なお、軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみとしてください。
- 医療機関・保健所からの証明書等の取得について、事業者や学校の皆様には、以下のことに配慮をお願いします。
 - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないようお願いします。
 - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いします。
 - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないようお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 感染不安を感じる無症状者の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- ワクチンの3回目・4回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を実施しており、9月29日からは、オミクロン株対応ワクチンに切り替え

て接種を進めます。

- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様に安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料5の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人の接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

資料1

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや昔などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間における飲食

- 長時間における飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寝室の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

資料2

効果的な換気のポイント

1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を。定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。通常のエアコンには換気機能がないことに留意
○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18°C～28°C、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持（※1）。
必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレーターのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することができる。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げるとはできないことに留意。

1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さより低いパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

資料3

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

資料4

イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間 短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100% (注2、注4)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし: 100% 大声あり: 50% (注4)	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが基本。

(注3)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

(注4)同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、それぞれ50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>①飛沫感染対策</p> <p>□適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 <p>□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> * 大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける） * 大声を「観客等が、②通常よりも大きな声量で、③反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 <p>「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、</p> <p>□大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保</p> <p>□大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施</p> <p>②エアロゾル感染対策</p> <p>□機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> * 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40~70% * 屋外開催は除く <p>□適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</p> <p>□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p> <p>③接触感染対策</p> <p>□イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施</p> <p>□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p> <p>（2）その他の感染対策</p> <p>④飲食時の感染対策</p> <p>□上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知</p> <p>⑤イベント前の感染対策</p> <p>□発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</p> <p>⑥感染拡大対策</p> <p>□イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起</p>	<p>○マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的な方法の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（大声なしの場合）主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知 ・ マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） ・ 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整 ・ 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 <p>○入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p> <p>○チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底 ・ 座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売 <p>○主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の配置等による、大声なしエリアにおける応援自粛の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別注意や退場の徹底</p> <p>○各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス <p>○マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p> <p>○具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施</p> <p>○アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ</p> <p>○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p> <p>○感染者が発生した旨の参加者への迅速な周知</p> <p>○通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討）</p> <p>○チケット購入時の参加者の連絡先把握</p>
2. 出演者やスタッフの感染対策	
<p>⑦出演者やスタッフの感染対策</p> <p>□出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施</p> <p>□舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>	<p>○日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 <p>○本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策（舞台上等でのマスク着用の有無などに応じた適切な距離の確保、換気、飲食を伴う際の適切な感染対策等）の実施</p> <p>○ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</p>

2022年9月8日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

※ C O C O A の運用停止に伴い、これに関する記載を削除。

別添

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

資料5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠)に関すること
あいスマ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスマ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関すること

② 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)

瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		大山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稻沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177		豊川市、蒲郡市、田原市

愛知県健康フォローアップセンター(夜間・休日の受診・相談窓口)

夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	
-----------	--------------	-------------------------------------	--

愛知県健康フォローアップセンター(看護師による相談窓口)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	一般健康相談に関すること
--------------	--------------	-------------------------------	--------------

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

愛知県救急医療情報センター	052-263-1133 0532-63-1133 0564-21-1133 0586-72-1133 0561-82-1133 0569-28-1133 0568-81-1133 0567-26-1133 0566-36-1133 0565-34-1133 0563-54-1133 0562-33-1133 0536-22-1133 0536-62-1133 0531-23-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域 豊橋地域 岡崎地域 一宮地域 瀬戸地域 半田地域 春日井地域 津島地域 刈谷地域 豊田地域 西尾地域 尾張横須賀地域 新城地域 設楽地域 田原地域
---------------	--	-----------	---

一般相談窓口

瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稻沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119		毎日 午前9時～午後5時
岡崎市保健所	0564-23-5074		毎日 午前9時～午後5時
一宮市保健所	0586-52-3850		平日 午前8時30分～午後5時15分
豊田市保健所	0565-34-6052		平日 午前9時～午後5時

③ 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

④ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		中小・小規模企業対策全体
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301	各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般にすること
常滑窯業試験場	0569-35-5151		中小・小規模企業技術指導のうち窯業にすること
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業にすること
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業にすること
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業にすること
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業にすること
三河繊維技術センター	0533-59-7333		中小・小規模企業対策全体
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		
愛知県信用保証協会			中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

愛知県新型コロナウイルス感染症

第7波の終息に向け

厳重警戒

愛知県全域 10月1日～

「厳重警戒」での感染防止対策 ①

県民	①外出の注意点	混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて
	②県をまたぐ移動の注意点	基本的な感染防止対策を徹底
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない
事業者	⑤飲食店等に対する協力要請	入場者の感染防止のための整理・誘導 手指の消毒設備の設置 入場者に対するマスク着用等の周知 等
	⑥業種別ガイドラインの遵守等	全ての施設で感染防止対策を自己点検
	⑦生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続	十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続
	⑧テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進

「厳重警戒」での感染防止対策 ②

事業者	⑨職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知	
	⑩事業継続計画(BCP)の点検・策定	事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定	
その他	⑪イベントの開催制限等	感染防止安全計画策定イベント	収容定員まで
		その他のイベント	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
⑫行事等での対策	人と人の距離の確保、大声での会話自粛		
⑬学校等での対応	感染リスクが高い学習活動の実施は慎重に再開を検討、部活動は感染防止対策を徹底		
⑭保育所、認定こども園、幼稚園等での対応	感染リスクが高い活動は回避 〔2歳未満児〕マスク着用は奨めない 〔2歳以上児〕マスク着用は一律には求めない		
⑮高齢者施設等での対応	「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底		
⑯医療機関等の負担軽減に向けた対応	救急外来・救急車の利用は真に必要な場合のみ		
県	○ワクチン接種の機会の提供	○あいスタ認証店の普及	

I . 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

○外出する場合は、混雑した場所や
感染リスクが高い場所を避けて

② 県をまたぐ移動の注意点

○基本的な感染防止対策を徹底
○移動先での感染リスクの高い行動は控えて

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- 感染リスクの高い施設を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 4人までを**目安に黙食**を基本とし、マスク会食
- あいスタ認証店や安全・安心宣言施設**を利用
- 「三つの密」は避けて



内閣官房HP掲載イラストを加工

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 入場者の感染防止のための**整理・誘導**
- 手指の**消毒設備の設置**
- 入場者に対する**マスク着用等の周知**
- 施設の**換気 等**

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 業種別ガイドラインの**遵守、徹底**
- 全ての施設で、感染防止対策の自己点検

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○ 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者

- ① 医療体制の維持 (病院・薬局等)
- ② 支援が必要な方々の保護の継続 (介護老人福祉施設等)
- ③ 国民の安定的な生活の確保 (インフラ・食料品供給関係等)
- ④ 社会の安定の維持 (金融・物流・警察・消防・託児所等)
- ⑤ その他 (学校等)

○ 欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続

⑧ テレワークの推進等

○ 接触機会の低減に向け、**休暇取得の促進、テレワークの推進等**

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○ **休憩室等の居場所の切替わりに注意**

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○ **事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定**

III. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画 策定イベント その他のイベント	収容率 100%かつ 人数上限 収容定員まで 収容率50%(大声あり)・100%(大声なし) かつ人数上限 5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方
その他	○事業者は 適切な感染防止対策 、イベント前後の「 三つの密 」回避の方策を 徹底 ○参加者は 人との距離確保等自覚を 持って感染防止対策を徹底	

⑫ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事は**感染防止対策を徹底**

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を**徹底**し教育活動**継続**
- 十分な**身体的距離を確保できる場合**や**体育の授業等**で運動をしているときなどは**マスクの着用は不要**
- 感染症対策を講じてもなお**感染リスクが高い学習活動**は、地域の感染状況に応じて、**慎重に再開を検討**
- 臨時休業等で**登校できない場合は**、可能な限り**オンライン**による学習支援

⑯ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため原則開所、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保
- 感染リスクが高い活動を避け、できるだけ少人数に分割するなど、感染を広げない形での保育
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛の徹底
- 大人数での行事の自粛
- 2歳未満児のマスク着用は奨めない
- 2歳以上児についても、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない
- マスクを着用する場合には、子どもの体調変化に十分注意、調子が悪い場合などは外させる

⑰ 高齢者施設等での対応

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業者の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底

⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずはかかりつけ医や、「愛知県健康フォローアップセンター（受診・相談窓口）」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診
- 緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみ

IV. 県の取組

- 感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施
- ワクチンの3回目・4回目接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に推進
- 大規模接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を引き続き実施
- 小児接種の実施、副反応に関する相談体制の確保
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及



指標の推移

参考資料 1

		→厳重警戒（3月22日～）、第7波（6月21日～）																				→B A. 5対策強化宣言							
日付		7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
(1) 入院患者数	単日	307	311	320	337	364	446	483	510	523	534	561	611	626	655	718	768	851	907	930	961	1002	1047	1036	1104	1130	1182	1220	1311
	過去7日間平均	255.0	271.1	287.6	303.1	318.0	341.0	366.9	395.9	426.1	456.7	488.7	524.0	549.7	574.3	604.0	639.0	684.3	733.7	779.3	827.1	876.7	923.7	962.0	998.1	1030.0	1066.0	1103.0	1147.1
新規陽性者数		1545	6081	6363	6132	6351	7269	6222	3257	3668	13628	13326	12067	14348	11513	5018	15315	14801	15675	14397	14692	11085	5987	16923	17777	16004	14619	15937	13212
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		2658.6	3172.9	3690.9	4179.4	4683.9	5261.3	5709.0	5953.6	5608.9	6646.7	7674.4	8491.0	9502.3	10258.1	10509.7	12173.6	12341.1	12676.7	13009.6	13058.7	12997.6	13136.0	13365.7	13790.9	13837.9	13869.6	14047.4	14351.3
(参考項目)																													
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.9	2.0	2.3	2.4	3.0	4.0	4.9	5.7	6.7	7.6	9.0	10.4	11.6	13.3	15.0	16.9	19.1	20.9	23.7	26.3	28.6	30.9	32.9
新規高齢者数 ^{※1、※3}		149.3	171.1	193.3	225.4	252.4	288.6	316.7	336.1	321.3	382.4	431.6	474.3	532.7	579.1	608.7	717.4	758.6	816.9	864.3	921.9	957.6	972.0	1043.1	1105.1	1131.7	1171.9	1211.3	1250.1
陽性率 ^{※2}		29.9%	32.7%	35.6%	38.1%	39.7%	42.1%	44.3%	49.9%	42.5%	45.7%	49.7%	51.8%	55.4%	58.4%	52.0%	59.4%	60.6%	62.1%	64.2%	65.2%	65.3%	66.6%	68.5%	71.4%	71.7%	71.6%	72.5%	74.5%

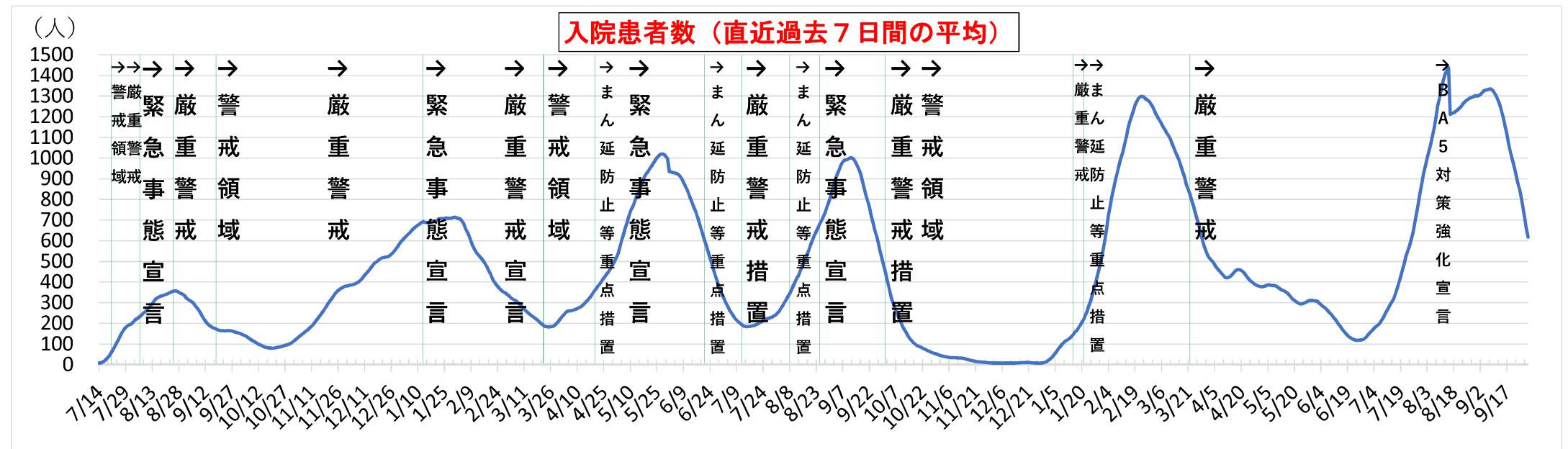
		→確保病床定義の変更																				→指標の変更								
日付		8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
(1) 入院患者数	単日	1374	1425	1408	1415	1453	1446	1450	1469	1214	1224	1223	1260	1254	1276	1287	1293	1293	1286	1297	1297	1300	1319	1317	1295	1287	1337	1352	1368	
	過去7日間平均	1193.9	1249.4	1292.9	1333.6	1372.3	1404.6	1424.4	1438.0	1212.1	1216.9	1220.0	1226.0	1231.6	1239.3	1248.3	1259.6	1269.4	1278.4	1283.7	1289.9	1293.3	1297.9	1301.3	1301.6	1301.7	1307.4	1315.3	1325.0	
新規陽性者数		5368	16940	18862	17079	7548	12178	9996	6107	11241	18985	17993	17716	17944	14501	6119	18060	18199	14342	12784	12310	9621	4043	13785	12612	10101	8489	8790	6809	
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		14262.9	14265.3	14420.3	14573.9	13563.7	13026.7	12567.3	12672.9	11858.7	11876.3	12006.9	13459.4	14283.1	14926.7	14928.4	15902.6	15790.3	15268.7	14564.1	13759.3	13062.1	12765.6	12154.9	11356.7	10750.9	10137.3	9634.4	9232.7	
(参考項目)																														
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		34.9	37.6	39.6	42.0	42.1	41.9	41.7	41.6	40.7	38.9	36.3	36.1	35.7	35.4	35.3	35.6	35.7	35.3	34.7	34.0	33.0	31.4	29.0	27.0	26.0	25.9	26.0	25.9	
新規高齢者数 ^{※1、※3}		1253.7	1266.9	1316.0	1348.0	1279.0	1229.3	1186.0	1190.4	1121.4	1107.0	1127.9	1224.0	1287.6	1338.0	1340.9	1418.1	1400.6	1332.6	1286.4	1224.6	1169.9	1142.1	1078.4	1014.9	969.4	918.1	865.1	833.9	
陽性率 ^{※2}		74.8%	75.3%	76.4%	83.4%	82.1%	80.8%	78.3%	85.2%																					

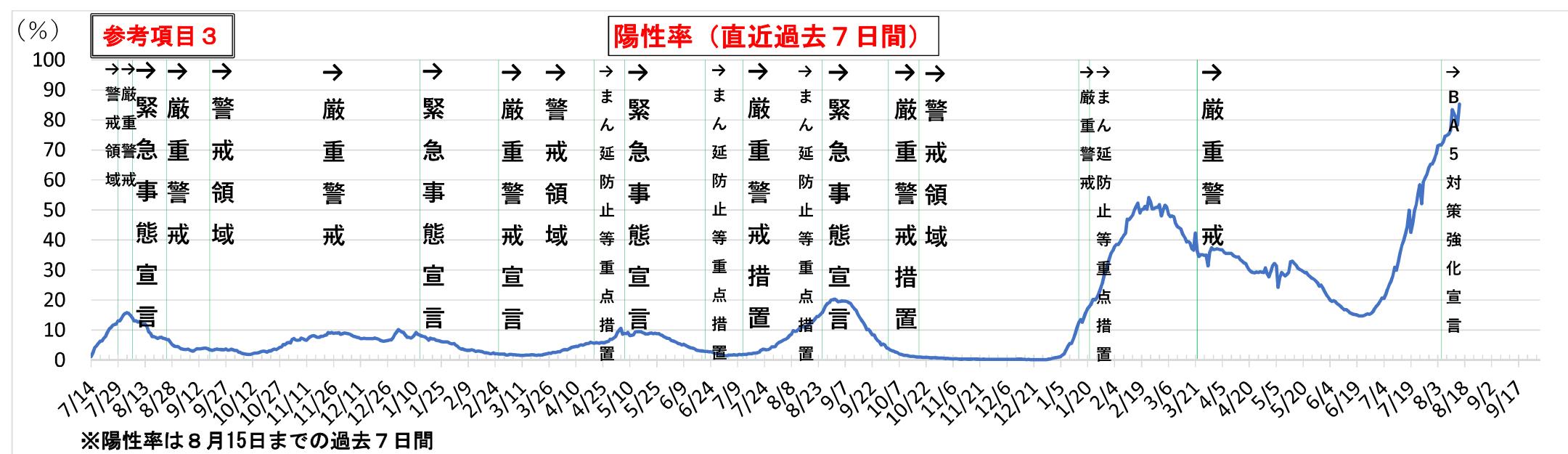
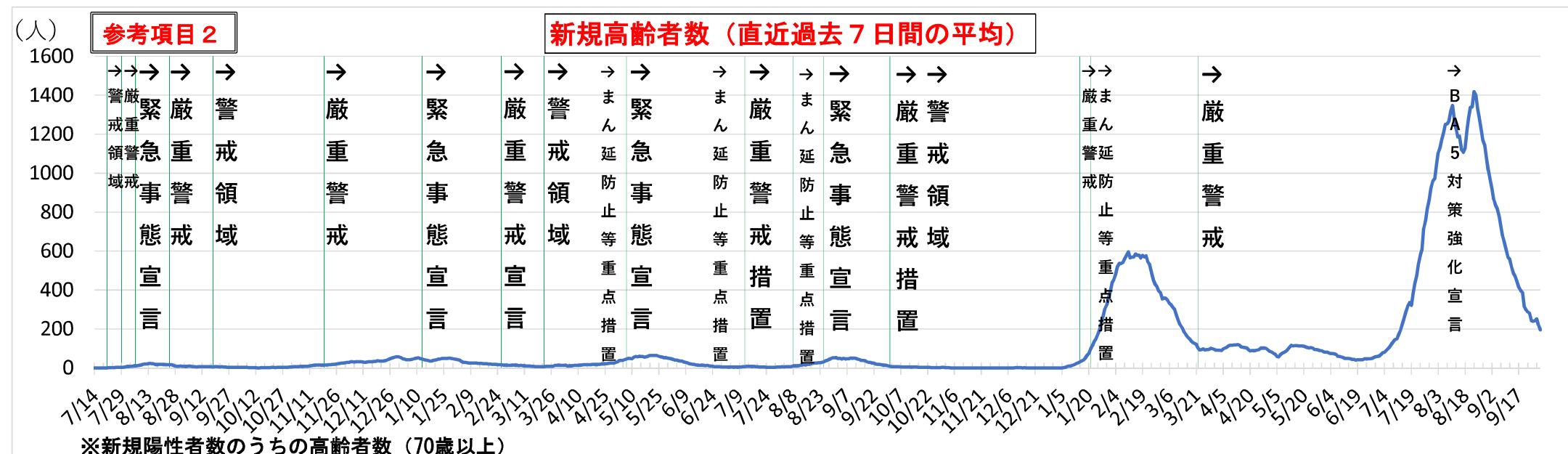
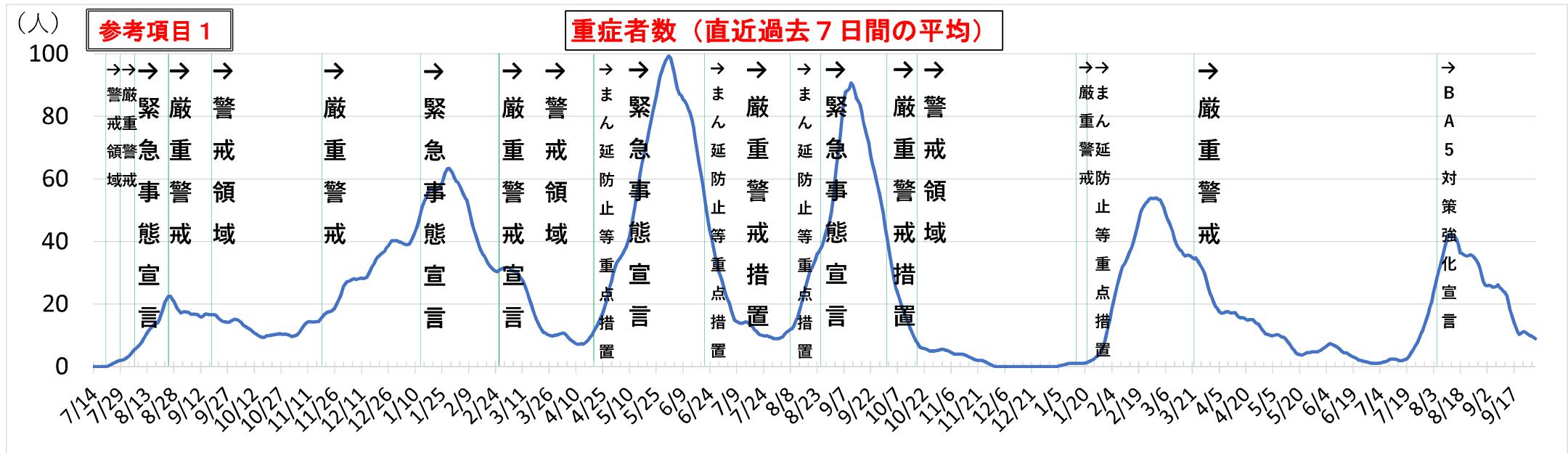
日付		9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18
曜日		月													

指標の推移

2020年 2022年
(7月14日～9月29日)

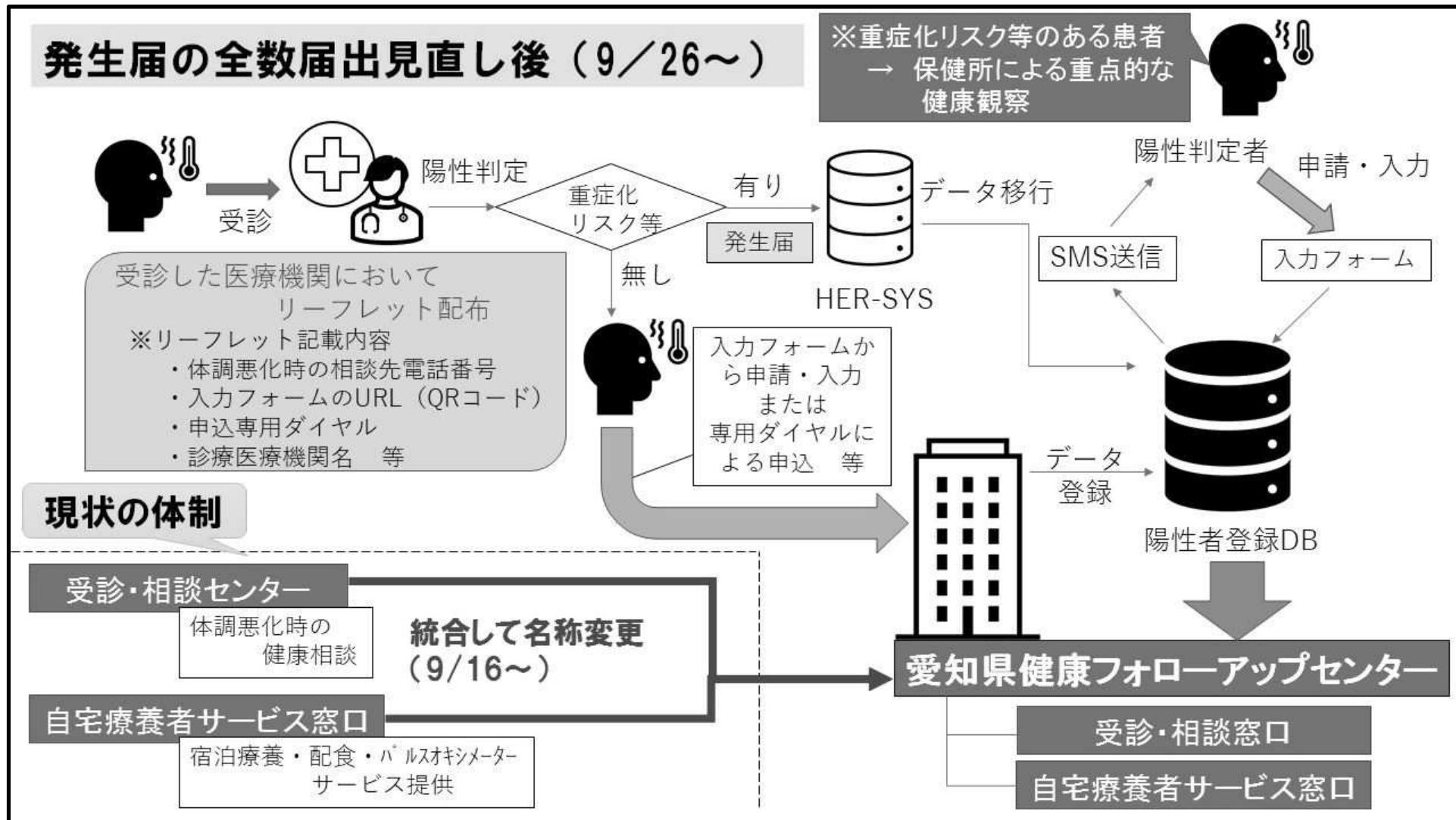
警戒領域 : 7月21日～
緊急事態宣言 : 8月6日～
警戒領域 : 8月25日～
警戒領域 : 9月18日～
緊急事態宣言 : 1月13日～
(緊急事態措置 : 1月14日～)
緊急事態宣言 : 2月26日～
(緊急事態措置 : 3月1日～)
警戒領域 : 3月22日～
まん延防止等重点措置 : 4月20日～
緊急事態宣言 : 5月7日～
(緊急事態措置 : 5月12日～)
まん延防止等重点措置 : 6月21日～
緊急事態宣言 : 7月8日～
(緊急事態措置 : 7月12日～)
まん延防止等重点措置 : 8月8日～
緊急事態宣言 : 8月25日～
(緊急事態措置 : 8月27日～)
緊急事態宣言 : 9月28日～
(緊急事態措置 : 10月1日～)
警戒領域 : 10月18日～
緊重警戒 : 1月15日～
まん延防止等重点措置 : 1月21日～
緊重警戒 : 3月22日～
BA.5対策強化宣言 : 8月5日～





愛知県の療養者支援について

参考資料2



※自ら行った検査結果に基づき、陽性者の登録を受け付ける機能については、設けないものとする。

※この療養者支援は、県所管保健所及び豊橋市、一宮市、豊田市保健所管内において実施する。

※受診した医療機関において配布したリーフレットは、別の医療機関への受診時や救急搬送が必要となった際の患者確認用としても活用する。

P C R 等検査無料化事業に係る期間の延長について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の両立を図るため、感染不安を感じる無症状の方が、P C R 等検査を無料で受けられる「P C R 等検査無料化事業」として、「感染拡大傾向時的一般検査」を実施しています。

この一般検査は、2022 年 9 月 30 日（金）までの期間において実施しているところですが、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然として高い水準であることを踏まえ、その期間を 2022 年 10 月 31 日（月）まで延長します。

検査の種類	対象者	対象検査	実施期間	
感 染 拡 大 傾 向 時 の 一 般 検 査	感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状の方（愛知県内在住。ワクチン接種済み・未接種を問いません）	P C R 検査及び抗原定性検査	変更前	2022 年 9 月 30 日（金）まで
			変更後	2022 年 10 月 31 日（月）まで

愛知県のワクチン接種の状況 (9月28日時点実績)

1 1～3回目接種の状況

区分	1回目接種	2回目接種	3回目接種
接種回数 (うちオミクロン株対応ワクチン)	6,189,253回 (一)	6,107,565回 (一)	4,665,188回 (378回)
全人口接種率 [母数：752.8万人]	82.21%	81.13%	61.97%

2 4回目接種の状況

区分	4回目接種
接種回数 全人口接種率 [母数：752.8万人] (うちオミクロン株対応ワクチン)	1,775,268回 [23.58%] (4,198回)
うち 60歳以上 対象者接種率 [母数：202.8万人]	1,578,965回 [77.86%]

《年代別接種率》

(単位：%)

年代	12～17歳	18～19歳	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上
4回目	0.00	0.55	2.85	3.34	4.78	8.18	46.06	73.48
3回目	32.92	46.81	49.66	52.87	60.96	76.09	85.17	90.42
2回目	70.71	86.09	80.41	81.09	83.56	90.62	93.11	94.02

3 小児接種（5～11歳）の状況

区分	1回目接種	2回目接種	3回目接種
接種回数	82,773回	79,142回	1,434回
5～11歳人口接種率 [母数：47.4万人]	17.47%	16.70%	0.30%

大規模集団接種会場における接種状況

(2022年9月29日時点)

	接種枠	接種者数(のべ人数)		
		()内はオミクロン株対応ワクチンの接種者の内数		
		3回目	4回目	小児
会場合計 3回目:6会場計 (内オミクロンは5会場) 4回目:5会場計 小児:4会場計	LINE予約枠	180,408 (33)	37,623 (313)	4,623
	予約なし接種	33,026 (0)	15,179 (0)	—
	追加枠 (キャンセル枠等)	60,699 (0)	7,956 (84)	—
	妊産婦	1,561 (0)	10 (0)	—
	計	275,694 (33)	60,768 (397)	4,623

会場名	接種枠	接種者数(のべ人数)		
		()内はオミクロン株対応ワクチンの接種者の内数	3回目	4回目
			小児	
名古屋空港ターミナルビル (豊山町)	LINE予約枠	68,350 (33)	16,052 (313)	2,427
	予約なし接種	14,430 (0)	7,095 (0)	—
	追加枠 (キャンセル枠等)	15,552 (0)	1,199 (84)	—
	妊産婦	666 (0)	0 (0)	—
	計	98,998 (33)	24,346 (397)	2,427
藤田医科大学 (豊明市)	LINE予約枠	34,257 (0)	8,590 (0)	844
	予約なし接種	7,282 (0)	4,005 (0)	—
	追加枠 (キャンセル枠等)	34,864 (0)	5,636 (0)	—
	妊産婦	352 (0)	8 (0)	—
	計	76,755 (0)	18,239 (0)	844

会場名	接種枠	接種者数(のべ人数)			
		()内はオミクロン株対応ワクチンの接種者数)	3回目	4回目	小児
愛知医科大学 メディカルセンター (岡崎市)	LINE予約枠	19,476 (0)	3,506 (0)	938	
	予約なし接種	2,440 (0)	1,333 (0)	—	
	追加枠 (キャンセル枠等)	2,008 (0)	393 (0)	—	
	妊産婦	126 (0)	1 (0)	—	
	計	24,050 (0)	5,233 (0)	938	
藤田医科大学 岡崎医療センター (岡崎市)	LINE予約枠	36,677 (0)	6,323 (0)	414	
	予約なし接種	5,044 (0)	1,945 (0)	—	
	追加枠 (キャンセル枠等)	3,379 (0)	643 (0)	—	
	妊産婦	162 (0)	0 (0)	—	
	計	45,262 (0)	8,911 (0)	414	
JA愛知厚生連 安城更生病院 (安城市)	LINE予約枠	9,518 (0)	3,152 (0)		
	予約なし接種	1,866 (0)	801 (0)		
	追加枠 (キャンセル枠等)	784 (0)	85 (0)		
	妊産婦	175 (0)	1 (0)		
	計	12,343 (0)	4,039 (0)	—	
東三河総合庁舎 (豊橋市) ※6月12日をもって終了	LINE予約枠	12,130			
	予約なし接種	1,964			
	追加枠 (キャンセル枠等)	4,112			
	妊産婦	80			
	計	18,286	—	—	

※オミクロン株対応ワクチンの接種開始日

名古屋空港ターミナルビル：9月29日

藤田医科大学：9月30日

愛知医科大学メディカルセンター：9月30日

藤田医科大学岡崎医療センター：9月30日

JA愛知厚生連安城更生病院：10月1日

高齢者インフルエンザ予防接種費補助金

予防接種法に基づき、市町村が実施する高齢者等に対するインフルエンザワクチンの定期接種事業に対し、その自己負担相当額分を県が補助し、「自己負担なし」とする。

○予算額

1, 931, 845千円（令和4年度9月補正予算）

○接種対象者

- ① 65歳以上の者
- ② 60歳以上65歳未満の者で特定の疾患^{*}を有する者

（※心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

○補助先

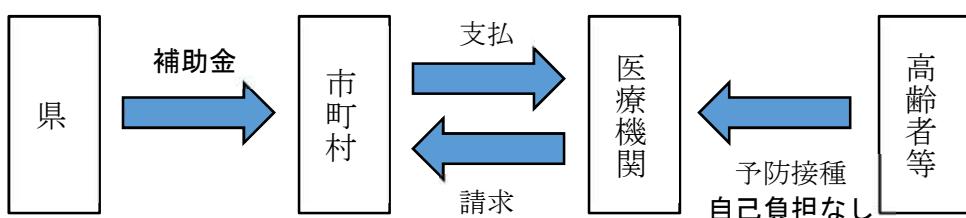
市町村

○補助額

市町村が定める自己負担相当額

○補助率

10／10



新型コロナウイルス感染症対策予算の累計額

2019年度（2月補正予算）～2020年度（2月補正予算） 4,539億円 ①

2021年度

当 初 予 算	1, 308 億円	9月補正予算	896 億円
追 加 補 正	3 億円	11月補正予算 〔企業会計 1億円含む〕	
4月補正予算	607 億円		△1, 215 億円
5月補正予算 〔企業会計 5億円含む〕	851 億円	1月補正予算	337 億円
6月補正予算	1, 416 億円	2月補正予算	560 億円
7月補正予算	601 億円		
8月補正予算 〔企業会計 1億円含む〕	1, 148 億円	合 计	6, 512 億円 ②

2022年度

当 初 予 算 〔企業会計 2億円含む〕	1, 920 億円	9月補正予算 〔企業会計 26億円含む〕	716 億円
追 加 補 正	41 億円	(うち今回追加)	19 億円)
5月補正予算	144 億円		
6月補正予算	154 億円	合 计	2, 975 億円 ③
累 計 (①+②+③)		1兆4, 026 億円	